

Douglas A. Irwin, Petros C. Mavroidis and Alan O. Sykes,
The Genesis of the GATT

(New York: Cambridge University Press, 2008, 314p.)

小林友彦

1 はじめに

ダートマス大学教授 Douglas A. Irwin, コロンビア大学／ヌーシャテル大学教授 Petros C. Mavroidis, スタンフォード大学教授 Alan O. Sykes の3人（以下、著者と略する）が、1947年の関税及び貿易に関する一般協定（以下、GATTと略する）の成立史を多面的に分析したのが本書である。

GATTの形成過程については、すでに Wilcox, Dam, Gardner や Zeiler らの手になる膨大な先行研究が蓄積されている。本書に独自の意義を持たせるために著者が意図したのは、以下の3点である。第1に、第二次大戦後の国際経済体制のうち、特に貿易に関するものに焦点を絞る。第2に、国際貿易体制が形成される過程でどのような動機や目的が働いていたかに目配りする。第3に、一次資料を広範に収集し、それに準拠して再検討する。

本書は3つの章からなる。共同執筆がどのような形でなされたかは明記されていないものの、上記著者名の掲載順に、三人の著者が1章ずつ主担当したものと推察される。第1章は、GATTが独特な国際制度として1947年に成立するまでの外交交渉の経緯をたどる（5-97頁）。第2章は、GATTの主要条文の起草過程を分析する（98-175頁）。第3章は、前2章をふまえてGATTの理論的根拠に関する3つの理論を概観する（176-200頁）。

以下では、まず各章の内容を概観し、その後に若干の評釈を加える。

2 概要

(1) 第1章は、GATT前史として戦間期の米国通商政策を説き起こすところから始まる。大恐慌を契機とした1929年スムート・ホーレイ法等の形で現れた保護主義的通商政策や近隣窮乏化政策と、コーデル・ハルが推進し1934年互惠通商協定法（RTAA）等の

形で現れた自由主義的通商政策とを対置しつつ、1933年から1944年まで米国国務長官を務めたハルの貢献に光を当てている。自由貿易が国際平和の礎石だと考えていたハルが他国に先んじて自由貿易を推進し、1930年代の通商条約がその後のGATTの原型となったこと等をもって、著者はハルがGATTの成立にとって重要な役割を果たしたと指摘する(12頁)。

次に、1940年代の米英間の戦時協力に関連する条約交渉の中で貿易自由化に関する論点を取り上げられたことに触れる。著者は、当時この交渉に参画していたミード、フレミング、ケインズ等の優れた研究者が交渉を通して第二次大戦終結後の世界貿易体制の在り方にまで議論を深めたことが、その後のGATTの理論的基盤となったことに光を当てる。特に、ジェームズ・ミードによる国際通商同盟構想が、開放条約、差別禁止、貿易障壁撤廃を軸とする多数国間枠組を提案し、後のGATTの原型を示したものとして評価されている(28頁)。

しかしながら、国内事情や英連邦特惠の位置づけを巡って米英間に意見の相違が存在し、1943年のワシントン会議において多数国間制度を志向する方向性が示された後も交渉は難航した。この点、著者は、多国間交渉を志向する英国と二国間交渉を志向する米国との間で協議が行き詰まった際にカナダが10か国前後の少数国による交渉を提案したことや、1945年米英借款協定交渉の一環として関税、補助金、国家貿易、為替管理及びカルテルに関して米英間で議論されたことが両国間の膠着状況を打開するきっかけとなったと評価する(72頁)。

その果実として、米国国務省は1945年12月に「世界の貿易及び雇用の拡大に関する提案」を提示し、さらに1946年9月の「国際貿易機関憲章案」を提示した。この後、米国は、多数国間の枠組と少数国間の枠組とを同時進行させてGATTの発効をITO憲章より先行させる方針をとった。同年10-11月には、ロンドンで開催された国連の貿易雇用国際会議第1回準備会合のマージンで米英以外の主要国が初めて正式に招請された少数国会合が開かれた。そこで、途上国のための例外規定等を設けることを含めて、ITO憲章案のうち後にGATTとして結実する大半の部分について基本合意が形成された(79頁)。

しかし、その後も具体的な関税譲許交渉に際して諸国が日和見的な態度を示したこと、米国の1946年中間選挙で共和党が議会多数派を占めたこと、とりわけ英国が英連邦諸国との連携を重視する内向き姿勢を強めたこと等の要因が輻輳し、ジュネーブで1947年4月から開催された第2回準備会合においてもGATT交渉は破綻の瀬戸際に立たされた。最終的には米国が、交渉を決裂させて英国の影響力が弱まればソ連の台頭を許すことになると考え、譲歩したことによって妥結を見た(92頁)。

第1章における著者の知見は、以下のように要約される。第1に、米国の主導なしにGATTは成立しえなかったものの、そこに至るまでには米英間の確執による幾度もの挫

折の危機が存在した。第2に、米国以外にも、英国は多数国間アプローチへの方向性を指し示し、カナダは関税譲許を少数国で議論することを提案するという貢献を示した(97頁)。

(2) 第2章は、第1章の取り扱った戦間期から1947年までの時期の終盤となる1946年後半から1965年までになされた、GATT 条文の形成・変更過程を追跡する。具体的には、1946年ロンドン準備会合、1947年ニューヨーク会議、1947年ジュネーブ会議、1948年ハバナ会議、1955年 GATT 再検討会議、1964-65年締約国特別会合についてそれぞれ節を設けて年代順に検討し、続く第7節において今度は事項ごとに条文の変遷を整理する。最後の第8節において、GATT の条文の確定においてどのような要素が影響を及ぼしたか分析する(103頁)。

まず、1946年秋のロンドン会議について著者が注目に値するとして指摘するのは、各国代表団がITO 憲章交渉をより広い文脈でとらえていた、つまり、関連する既存条約に目配りし GATT をそれらと整合的なものにしようとしていたという点である(111頁)。次に、ニューヨーク会議においては、ITO 憲章から抜き出された別個の GATT 条文案が初めて策定されたものの、輸出補助金が規律の対象外となったほかはロンドン会議までの ITO 条文案と比べて大きな変更が加えられなかった。続くジュネーブ会議においても、微修正がなされたのみで GATT 条文交渉は妥結した(119頁)。その後、ハバナ会議において、自由貿易協定も地域貿易協定に含めるよう文言が追加され、また、輸入国国内産業に損害を与えるようなダンピングは非難されるべきとの文言が追加された(122頁)。GATT 発効後7年を経過した1955年の再検討会議については、その成果である議定書3本のうち発効したのが1本のみではあったものの、GATT の全面的再検討の機会として看過すべきでないとして指摘する(123頁)。最後に著者が取り上げるのが、GATT への第4部の挿入についてである。著者の評価としては、第4部は開発途上国に対して相互主義を要求しないことを柱とするとはいえ、努力義務にとどまり、また、各国の貿易依存度によってその影響が異なるために一概に実効性があるとはいえない。しかしながら、後の1979年に「授権条項」の形で途上国の懸念に応える最初のきっかけになったと評価される(133頁)。

以上の過程をふまえて、本章第7節においては、最恵国待遇を皮切りに21の項目を取り上げ、それぞれロンドン会議から再検討会議に至るまでの条文の変遷を比較参照する。

第8節では、前節までの分析から GATT の条文が全体としてどの国の貢献によるものであるかが分析される。著者によれば、米英両国が圧倒的に大きな影響力を行使したのは確かであるものの、他の要素として、少なくとも(1)ITO 憲章構想が頓挫したこと、(2)米国がいくつかの主要な貿易関係法令を改変しようとしなかったこと、(3)世界貿易に関して果たすべき役割について米英間で意見の相違があったこと、(4)交渉参加者としての途上国の台頭、といった要素が作用していたという(172頁)。とはいえ、いずれにせ

よ GATT の条文は多分に先進工業国の手になるものであり、それらの国々が通商関係交渉で培った経験が反映されているという。

(3) 第3章は、前2章の実証分析をふまえて、GATT の理論的基盤について再検討する。中でも、経済学的説明、国際関係論的説明、外交政策的説明という3つの異なる切り口から、GATT の目的と意義を解明しようとする。まず、経済学的側面からは、米英が GATT を成立させようとする動機として交易条件と貿易総量の2つの要素を取り上げて検討し、そのいずれが主たる要素として働いたという説明も成り立ちうると指摘する(181頁)。次に、国際関係論的側面からは、国内政治的圧力を排除するためのコミットメントとしての役割を期待したという説明が妥当するかどうか検討し、少なくとも米国については概ね妥当すると指摘する(188頁)。最後に、外交政策的側面からは、米国による世界平和の追求が GATT 形成の主要な動機だとする説明が妥当するかどうか検討し、実証的には貿易の促進が平和を促進する効果があるか否か定かでないものの、自由主義への信仰、西側諸国の連帯、政治的象徴としての協力のアピールといった理由も考慮すれば、合理的なものだと評価できると指摘する(197頁)。

結論として、著者は GATT 形成の動機を以下のように整理する。交渉者は多数国間貿易体制が世界平和に資すると期待したものの、関税譲許に関して相互主義を維持したために、交易条件平準化という説明も成り立ちうる。しかしながら、前2章で確認したような GATT 成立史に照らすと、むしろ GATT をコミットメントとして理解するアプローチが最も整合的である。いずれにせよ、これらの複数の説明は相互に排他的なものではなく、GATT の理論的基盤を明らかにするにあたって相互補完的な機能を有するはずだという(200頁)。

3 評 釈

WTO の基本原則や慣行の基盤として今日の WTO 体制に重要な影響を及ぼしている GATT がいかなる目的と背景の下に成立したのかは、WTO 体制のあり様および今後のあり方をより深く理解しようとする際に不可欠な論点である。また、多数国間枠組の代りに複数国間枠組として GATT が位置付けられるまでの経緯や、互惠通商協定法の延長によって通商交渉権限が付与された後に当該権限の内容を議会が制限的に解釈することで ITO 構想が頓挫した経緯等をあらためて跡付けたことは、難航するドーハラウンド交渉を見つめる研究者・実務家に歴史的視点の重要性を再確認させる機会をも提供すると思われる。本書の各章は比較的独立性が高いため、以下では章ごとに簡単に評釈を加える。

第1章に関しては、GATT という特殊な国際制度が紆余曲折を経て徐々にその形を整えていくまでの過程が膨大な資料に基づいて整理されており、貴重な学術的貢献だと評価できる。欲を言えば、1944年10月に米国の省庁横断的検討グループが提出した「通商政策に関する多数国間条約案」(50頁)の策定過程等、米国が多数国間枠組を主導する

ようになった初期の政策形成・交渉立案過程について踏み込んだ分析があれば、さらに米国の果たした役割が明瞭になったかと思われる。しかし、これはむしろ後続の研究者に託された課題であるといえよう。なお、邦文の先行研究として、山本和人『戦後世界貿易秩序の形成——英米の協調と角逐』（ミネルヴァ書房、1999年）、及び、同「戦後世界貿易体制成立史」福岡大学商学論叢51巻2・3号（2006）以降（連載中）がある。

第2章は、主要な規則に関してGATT成立前後にどのような起草過程が存在したかを整理することで、現行GATT条文の理解を助ける有益な研究だと評価できる。他方で、文言の変更があることという形式的な基準でもって分析の対象を制限したことは、とりわけGATTのように慣行や解釈が特に重要な条約体制の分析としては片手落ちのきらいがある。文言の変更を伴わない進展としては、たとえば、アンチダンピング及び相殺関税措置に関して1955年の再検討会議では発動手続の標準化に関する提案がなされ、事務局による各国法令の比較検討を経てGATT第6条の解釈を確立するための専門家会合が開催された例があり、これはGATTの規律の強化・精緻化に一定の役割を果たしたと考えられる。その他、各種委員会の決定・宣言等についても、形式的な法的効力の程度や範囲はさておき、広義のテキスト解釈としてGATTの規律の漸進的進化のあり様を把握するためには不可欠の重要性を有すると考えられる。

第3章は、著者自身が分析未了だと告白しているとおおり、前2章と比べてやや散漫である。しかしながら、経済学、国際関係論、外交政策といった異なるアプローチを横断的に分析した上で、GATTの成立の動機自体が多面的でありうることを示した点等、今後さらに研究を進める上で有益な示唆を含んでいる。むろんJohn G. Ruggieの提起したembedded liberalismのような関連概念について触れられていないのは惜しまれるものの、後続の研究者の取り組むべき余地を示しているともいえる。

以上要するに、本書は3人の著名な研究者がGATTの成立をめぐる外交的・法的・理論的論点を多面的に分析した優れた共同作業の成果であり、経済史やWTO法を専門とする者にとってのみならず、国際法・国際政治学を含む幅広い学界への有益な貢献であろう。上記のようないくつかの点は、本書の意義を損なうものではなく、むしろ本書の取り組んだ問題が一層広範な共同研究を必要とする重要な論点であることを示すものだといえよう。

（小樽商科大学商学部准教授）